

地方独立行政法人の業務方法書について

【地方独立行政法人法（抜粋）】

（業務方法書）

第22条 地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、設立団体の規則で定める。

3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

4 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

1 業務方法書とは

業務方法書とは、地方独立行政法人の具体的な業務の方法の要領を記載した書類であり、地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。

2 業務方法書の記載事項

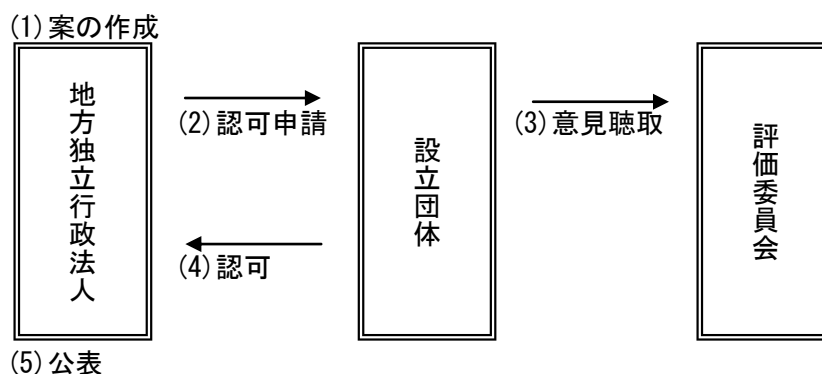
業務方法書の記載事項は、設立団体の規則で定める。

【地方独立行政法人静岡市立静岡病院の業務運営等に関する規則（案）（抜粋）】

第〇条 法第22条第2項の規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法人の定款に規定する業務に関する事項
- (2) 業務を委託する場合の基準
- (3) 競争入札その他契約に関する基本的な事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法人の業務の執行に関し必要な事項

3 業務方法書の策定手続き



【地方独立行政法人静岡市立病院定款（抜粋）】

（目的）

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、医療の提供、医療に関する調査及び研究、医療に従事する者の育成等の業務を行うとともに、地域の医療機関との役割分担及び連携のもと、静岡市の医療施策として求められる救急医療、高度医療等を提供することにより、医療の水準の向上を図り、もって市民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。

（病院の設置）

第16条 法人が設置し、運営する病院の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 静岡市立静岡病院
所在地 静岡市葵区追手町10番93号

（業務の範囲）

第17条 法人は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

- （1）医療を提供すること。
- （2）医療に関する調査及び研究を行うこと。
- （3）医療に従事する者に対する研修を行うこと。
- （4）医療に関する地域への支援を行うこと。
- （5）人間ドック、健康診断等の予防医療を提供すること。
- （6）前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 法人は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態（次項において「災害等の緊急事態」という。）に対処するため市長が必要があると認める場合において、市長から救助、救援、医療その他事態の対処に必要な業務（この項及び次項において「救助等」という。）の実施を求められたときは、その求めに応じ、救助等を行わなければならない。

3 法人は、災害等の緊急事態に対処するため、必要な救助等を自ら行うものとする。

（業務方法書）

第18条 法人の業務の執行に関する事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。